

## 監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

### 第2 財政援助団体等監査

#### 1 平成14年度財政援助団体等監査結果報告（平成15年5月9日監査報告第1号）に基づく市長の措置について

##### (1) 出資団体

##### イ 横浜市芸術文化振興財団（文化芸術都市創造事業本部）

##### (ア) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>b 契約方法について改善を求めるもの</p> <p>財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）においては、経理規程及び同施行要綱により、契約に際しては原則として入札又は2者以上による見積合せを行うこととされ、契約金額が10万円に満たない場合など一定の要件を満たす場合にのみ、特定の1者からの見積書の徴収のみで契約ができる単独随意契約が認められている。</p> <p>そこで、財団が管理を行っている施設に関する契約について見たところ、合理的な理由がないまま単独随意契約を締結しているものが見受けられたので、同規程等に則った事務処理に改める必要があると認められた。</p>	<p>財団法人横浜市芸術文化振興財団に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜市芸術文化振興財団では、平成16年度契約から、財団経理規程、同施行要綱等にのっとり、「受変電設備保守点検業務」など、安全面で他の業者が行うことはリスクが高い等の合理的な理由がある2件の契約を除き、入札すべきものは、すべて入札を行い、適正な契約方法に改めました。</p>

ウ 財団法人横浜産業振興公社（経済局）

(イ) 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 横浜市産学共同研究センターの管理運営委託について改善を求めるもの</p> <p>経済局では、産学連携を推進するため、企業と大学等の研究機関の共同研究の場として、大規模な実験スペース及び中小の研究室からなる「横浜市産学共同研究センター」（以下「センター」という。）の管理運営を財団法人横浜産業振興公社（以下「公社」という。）に委託している。</p> <p>センターの管理運営に当たっては、両者の間で締結した「公有財産管理委託契約書」により、公社が管理に要する経費を負担する代わりに、センターの運営に係る収益をすべて収入することとしている。そこで、平成13年度の収支の状況についてみたところ、管理費等で支出した額（5,086万円）を著しく超える賃料等の収益（8,348万円）を収入し、生じた収支差額分（3,262万円）については、翌年度以降に本市から公社に別途交付される運営費補助金から減額する取扱いとしていた。</p> <p>経済局においては、委託事業に係る収益を全額公社の収入として計上させる経理処理を改め、委託事業と補助事業に係る収支の関係の明確化を図られたい。</p>	<p>横浜市産学共同研究センターの管理運営委託については、委託事業と補助事業とを明確に区別して収支決算が完結できるよう、平成16年度から経理処理を改め、委託事業と補助事業に係る収支の関係の明確化を図りました。</p>